

中区

浜松市、市・区選挙管理委員会から「選挙」「住民投票」のお知らせ【保存版】

投票日 4月7日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時まで

浜松市長選挙 浜松市議会議員選挙 静岡県議会議員選挙 区再編の住民投票

御案内(お願い)

この広報紙は、新聞折込みでお届けする選挙公報、住民投票の投票公報の配布誤りを未然に防止するため、**中区**の区域に配布しています。万一、中区以外の区域に配布された場合には、お手数ですが**中区選挙管理委員会(TEL457-2525)**まで御連絡ください。

選挙公報、住民投票の投票公報は新聞折込みでお届けします!!

折込みする新聞

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

折込み予定日 **4月2日(火)**の朝刊
(翌日となる場合があります。)

7紙の新聞を掲載されていない世帯には、郵送でお届けします。
御住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX等にて中区選挙管理委員会まで御連絡ください。
なお、選挙公報、住民投票の投票公報は新聞折込みのほか、協働センター(旧公民館)・市立図書館・市民サービスセンターなどにも4月3日以降御用意しています。

◆選挙の方法

- ・市長選挙
市全体の候補者の中から1人を選出します。
- ・市議会議員選挙・県議会議員選挙
7つの選挙区(行政区)ごとに、各選挙区の候補者の中から定数(下表に示されている人数)の議員を選出します。



【各選挙区の議員の定数】

選挙区	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
市議会議員選挙	14人	7人	6人	6人	5人	5人	3人
県議会議員選挙	4人	2人	2人	2人	2人	2人	1人

※市議会議員選挙・県議会議員選挙は、あなたの選挙区の候補者に投票してください。異なる選挙区の候補者に投票すると無効となりますので御注意ください。

◆住民投票の方法

住民投票の設問は以下の2つです。

〔設問1〕

3区案(天竜区・浜北区・その他の5区)での区の再編を平成33年1月1日までにすることについて、賛成・反対のいずれが良いと思う選択肢の上の欄に○を記入。

〔設問2〕※設問1で「反対」の場合のみ記入

区の再編を平成33年1月1日までにすることについて、賛成・反対のいずれが良いと思う選択肢の上の欄に○を記入。
※詳しい投票方法は、広報はままつ2月号及び3月号を御確認ください。

投票日に投票所へ行けない人は、期日前・不在者投票をしましょう!

【問い合わせ】 浜松市中区選挙管理委員会窓ログループ(中区・まちづくり推進課) 電話:457-2133

中区の期日前投票所

- ・中区(第101～148投票区)の選挙人名簿に登録された人のみ投票することができます。
- ・中区以外の人、選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会が設置する期日前投票所となります。

●場 所 浜松市役所 北館1階 101会議室【中区元城町103番地の2】

●期間及び時間

3月25日(月)から4月6日(土)まで
午前8時30分から午後8時まで

※3月25日(月)から3月29日(金)までは、市長選挙及び住民投票のみ投票することになりますので御注意ください。



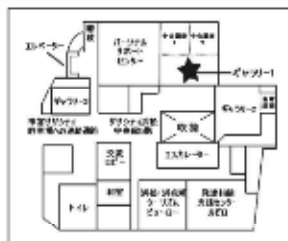
ザザシティ浜松でも期日前投票ができます!

★期日前投票所

- 場 所 ザザシティ浜松 中央館5階 ギャラリー1【中区鍛冶町100番地の1】
- 期 間 3月30日(土)から4月6日(土)まで ●時 間 午前10時から午後8時まで



★期日前投票所



★期日前投票所投票場所

- ザザシティ駐車場利用の方は有料となります。
- ・自動車 100円/20分 平日のみ最初の20分無料 ・自動二輪車 100円/24時間
- 浜松学院大学及び海老塚事務所では、期日前投票を行いません。

●期日前投票

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は期日前投票所にあります。

〔理由〕

- ①仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ②旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
- ③妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
- ④浜松市中区の選挙人名簿に登録されて、県内の他の市区町に住所を移して住んでいる人
- ⑤天災または急病により投票所に到達することが困難な人

〔注意事項〕

- 投票所入場整理券が回っている場合は、持参してください。
- 印鑑は不要です。

期日前投票は、行政区ごとです。お住まいの中区以外の区域では期日前投票をすることができませんので御注意ください。

●不在者投票

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙を取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

- ①期日前投票の理由①～⑤に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会で投票する人
- ②指定された病院や老人ホームなどで投票する人

(入院・入所している施設または選挙管理委員会に御確認ください。)

※ただし、住民投票については、不在者投票ができない場合があります。

選挙、住民投票(投票資格、投票方法)についてのお問い合わせ

中区選挙管理委員会 電話 457-2525 FAX 457-2776
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市選挙管理委員会 電話 457-2521 FAX 457-2236
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

住民投票(3区案、投票用紙記入の流れ)、区の再編についてのお問い合わせ

浜松市企画課 電話 457-2241 FAX 050-3730-1867
〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2



裏面には、投票できる人の要件、投票所入場整理券などについて記載されています。

◆投票ができる人は

次の①～④の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

市長選挙 ・ 住民投票	①日本国民 ②平成13年4月8日 以前に生まれた人	③浜松市の住民基本台帳に登録されている人で、 平成30年12月23日以前から引き続き住んでいる人。 また、平成30年12月24日から平成30年12月28日まで に転入の届出をした人も投票できますが、期日前・不在 者投票ができるのは、3月28日以降となります。
市議会議員選挙 ・ 県議会議員選挙	同上	③浜松市の住民基本台帳に登録されている人で、 平成30年12月28日以前から引き続き住んでいる人。

※さらに最近住所を変更した人は、次のことに注意してください。

◆住所が変わるとどうなるの

●市内転居した人は?

- ①3月15日までに届出……………転居後の投票所で投票できます。
- ②3月16日以降に届出……………転居前の投票所で投票できます。

●市外から転入した人は?

①市長選挙・住民投票

12月23日までに転入の届出をした人	投票できます。
12月24日から12月28日までに転入の届出をした人	投票できます。 ※ただし、期日前・不在者投票ができるのは3月28日以降となります。
12月29日以降に転入の届出をした人	投票できません。

②市議会議員選挙

12月28日までに転入の届出をした人	投票できます。
12月29日以降に転入の届出をした人	投票できません。

③県議会議員選挙

12月28日までに、転入の届出をした人	投票できます。
12月29日以降に転入の届出をした人	浜松市では投票できません。 ※ただし、県内の他の市区町に転出した場合、新住所地の選挙人名簿に未登録でかつ浜松市の選挙人名簿に登録されている人は、浜松市で投票できます。(投票には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示し、または、引き続き県内に住所を有することの確認を受けなければいけません。)

●市外へ転出した人は?

- ①市長選挙・市議会議員選挙・住民投票は、投票できません。
- ②県議会議員選挙は、県内の他の市区町に転出した場合、新住所地の選挙人名簿に未登録でかつ浜松市の選挙人名簿に登録されている人は、浜松市で投票できます。(投票には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示し、または、引き続き県内に住所を有することの確認を受けなければいけません。)

◆その他の投票方法

●代理投票

文字が書けない人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。

●点字投票

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

●郵便等投票

身体障害者手帳、障害者手帳、介護保険の障害者手帳の交付を受けている人で、下表に該当する人は郵便等による不在者投票ができます。また、上記または視覚の障がいの程度が身体障害者手帳1級または軽度障害者手帳特別項症から第2項症までの人は、代理記載での投票もできます。(投票用紙の請求期限は4月3日(水)まで)
郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要で、この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手続きを済ませてください。

障害等	手帳等の種類	身体障害者手帳	軽度障害者手帳	介護保険の 被保険者証
両下肢・体の障害		1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能の障害		1級または2級	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・まごころ・直腸・小腸の障害		1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓の障害		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで	—
免疫の障害		1級から3級まで	—	—
要介護状態区分		—	—	要介護5
上記の対象者のうち代理記載での投票ができる人				
上記または視覚の障害の程度		1級	特別項症から第2項症まで	できません

※郵便等の投票制度を利用するためには、あらかじめ申請等の手続きが必要です。

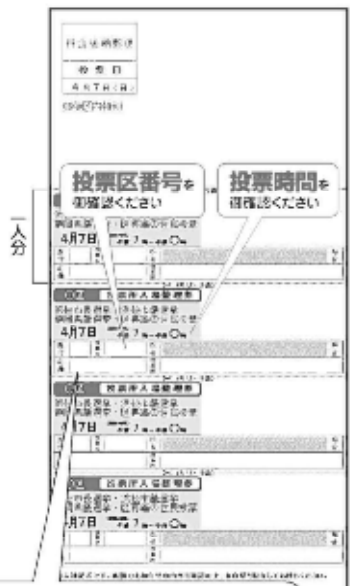
◆投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の前日までに郵便でお届けします。

1枚に4人分までの名前が表記されているハガキとなります。御自分の名前が記載されている券を切りはなして、投票所へ持参してください。

「投票区」欄
あなたの投票区の番号です。

「投票所」欄
あなたが投票日に投票することができる投票所の名称です。



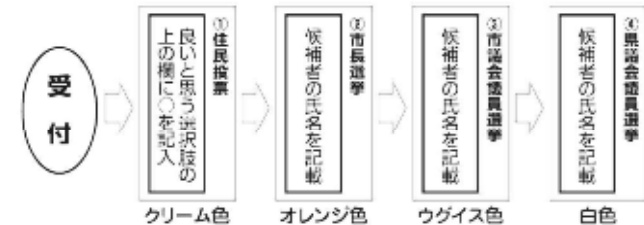
投票所入場整理券が届かない場合や紛失したときは?

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に、投票所の係員にお申し出ください。



◆投票の順序と投票用紙の色

投票所では、受付した後 ①住民投票 ②市長選挙 ③市議会議員選挙 ④県議会議員選挙 の順で投票します。



選挙・住民投票の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、統一地方選挙・住民投票についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。投票日当日には、投票・開票の状況もお知らせします。ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/20190407/index.html>)は次の方法で閲覧いただけます。

- ①インターネットで「浜松市 統一地方選挙・住民投票」と検索する。
- ②QRコードを読み取る。



投票日当日、投票・開票速報を公式携帯サイトでも確認することができます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/choihama/>



その一票 未来を変える 第一歩

—明るい選挙啓発構想特別作業—



中区版

浜松市長選挙 浜松市議会議員選挙 静岡県議会議員選挙 区再編の住民投票

のお知らせ

投票日 **4月7日(日)** 投票時間 **午前7時から午後8時まで**

選挙・投票の方法

- 市長選挙は、市全体の候補者の中から1人を選出します。
- 市議会議員選挙・県議会議員選挙は、7つの選挙区(行政区)ごとに、各選挙区の候補者の中から定数(下表に示されている人数)の議員を選出します。

【各選挙区の議員の定数】

選挙名	選挙区	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
市議会議員選挙		14人	7人	6人	6人	5人	5人	3人
県議会議員選挙		4人	2人	2人	2人	2人	2人	1人

※市議会議員選挙・県議会議員選挙は、あなたの選挙区の候補者に投票してください。
異なる選挙区の候補者に投票すると無効となりますので御注意ください。

- 住民投票の設問は以下の2つです。

設問1 3区案(天竜区・浜北区・その他の5区)での区再編を平成33年1月1日までにすることについて、賛成・反対のいずれが良いと思う選択肢の上の欄に○を記入

設問2 区再編を平成33年1月1日までにすることについて、賛成・反対のいずれが良いと思う選択肢の上の欄に○を記入

※詳しい投票方法は、広報はままつ2月号及び3月号を御確認ください。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の前日までに郵便でお届けします。

1枚に4人分までの名前が連記されているハガキとなります。

御自分の名前が記載されている券を切りはなして、投票所へ持参してください。

「投票区」欄…あなたの投票区の番号です。
「投票所」欄…あなたが投票日に投票することができる投票所の名称です。

000 00000 浜松 花子
00-00 0 小学校

投票所を御確認ください
(投票所の所在地・帰封郵便)

? 投票所入場整理券が届かない場合や紛失したときは

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。
投票日に、投票所の係員にお申し出ください。

投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

市長選挙 ・ 住民投票	①日本国民 ②平成13年4月8日 以前に生まれた人	③浜松市の住民基本台帳に登録されている人で、 平成30年12月23日以前から引き続き住んでいる人。 また、平成30年12月24日から平成30年12月28日までに転入の 届出をした人も投票できますが、期日前・不在者投票ができるの は、3月28日以降となります。
市議会議員選挙 県議会議員選挙	同上	③浜松市の住民基本台帳に登録されている人で、 平成30年12月28日以前から引き続き住んでいる人。

※さらに最近住所を変更した人は、次のことに注意してください。

住所が変わるとどうなるの

●市内転居した人は？

- ①3月15日までに届出……………転居後の投票所で投票できます。
- ②3月16日以降に届出……………転居前の投票所で投票できます。

●市外から転入した人は？

①市長選挙・住民投票

12月23日までに転入の届出をした人	投票できます。
12月24日から12月28日までに転入の届出をした人	投票できます。*ただし、期日前・不在者投票ができるのは3月28日以降となります。
12月29日以降に転入の届出をした人	投票できません。

②市議会議員選挙

12月28日までに転入の届出をした人	投票できます。
12月29日以降に転入の届出をした人	投票できません。

③県議会議員選挙

12月28日までに転入の届出をした人	投票できます。
12月29日以降に転入の届出をした人	浜松市では投票できません。 *ただし、県内の他の市区町から転入した人は、前住所地で投票できる可能性があります。詳しくは前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

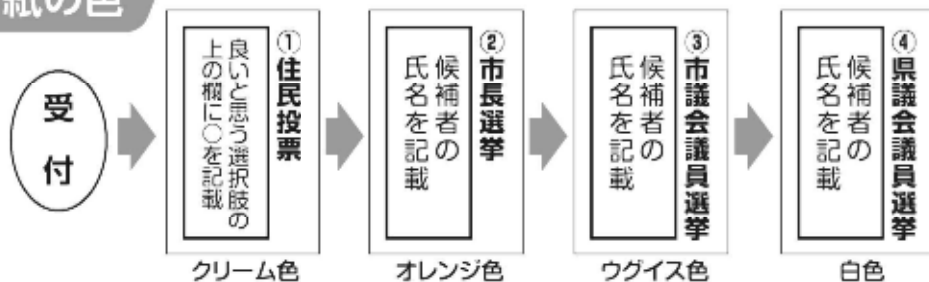
●市外へ転出した人は？

- ①市長選挙・市議会議員選挙・住民投票は、投票できません。
- ②県議会議員選挙は、県内の他の市区町に転出した場合、新住所地の選挙人名簿に未登録かつ浜松市の選挙人名簿に登録されている人は、浜松市で投票できます。(投票には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示、または、引き続き県内に住所を有することの確認を受けなければいけません。)

投票順序と投票用紙の色

投票所では、受付した後

- ①住民投票
 - ②市長選挙
 - ③市議会議員選挙
 - ④県議会議員選挙
- の順で投票します。



注意

次の投票所が変更となります。

第126
投票区

【旧投票所】
佐鳴台幼稚園

【新投票所】

佐鳴台協働センター
【中区佐鳴台二丁目24番1号】

第144
投票区

【旧投票所】
葵が丘小学校

【新投票所】

北部協働センター
【中区葵東一丁目15番1号】

中区の投票区・投票所の所在地・投票区の区域【第101～112投票区】

★…投票所

101 浜松市役所

元城町103番地の2



池町、田町、松城町、高町、中山町、神明町、着町、
蓮尺町、鍛屋町、利町、伝馬町、鍛冶町、迫町、
大工町、元城町、尾張町、元目町、北田町

102 浜松市消防局

下池川町19番1号



下池川町

103 旧北小学校

山下町192番地



中沢町、山下町、元浜町

104 助信町公民館

助信町38番27号



助信町、高林一丁目～五丁目

105 曳馬小学校

曳馬一丁目1番35号



曳馬町、曳馬一丁目～六丁目

106 上島小学校

上島一丁目21番1号



十軒町、上島一丁目、二丁目、六丁目

107 上島東会館

上島四丁目23番13号



上島三丁目～五丁目、七丁目

108 早出町北公民館

早出町569番地の2



早出町

109 新津町自治会館

新津町955番地の1



細島町、茄子町、新津町

110 八幡中学校

野口町1533番地



野口町、船越町

111 東小学校

中央二丁目2番1号



板屋町、東田町、常盤町、早馬町、八幡町、
中央一丁目～三丁目

112 佐藤小学校

佐藤二丁目32番1号



天神町、佐藤一丁目～三丁目

113 東部協働センター

相生町23番1号



木戸町、相生町、雷吉町、
向宿一丁目～三丁目

114 相生小学校

向宿三丁目8番1号



中島町、名塚町、
領家一丁目～三丁目、
中島一丁目～四丁目

115 旧高砂小学校

寺島町450番地



砂山町、北寺島町

116 竜禅寺小学校

龍禅寺町844番地



寺島町

117 南部中学校

龍禅寺町706番地



龍禅寺町

118 双葉小学校

海老塚二丁目5番1号



海老塚町、海老塚一丁目、二丁目

119 浅間小学校

西浅田二丁目12番1号



浅田町、森田町、西浅田一丁目、二丁目、
上浅田一丁目、二丁目、南浅田一丁目、
二丁目

120 江西中学校

神田町123番地



春日町、神田町、
瓜内町のうち1814番地～、
法枝町のうち1～210番地

121 県居小学校

東伊場二丁目5番1号



菅原町、東伊場一丁目、二丁目

122 青葉幼稚園

栄町118番地



千歳町、栄町、元魚町、旗籠町、
平田町、塩町、成子町

123 西小学校

鴨江町70番地の1



三組町、鴨江町、鴨江一丁目、四丁目

124 西部中学校

鴨江二丁目17番1号



鴨江二丁目、三丁目

125 鴨江小学校

西伊場町4番1号



西伊場町、南伊場町

126 佐鳴台協働センター

佐鳴台二丁目24番1号



佐鳴台一丁目、二丁目、
三丁目のうち街区番号26～30番及び
33番～、六丁目

127 佐鳴台小学校

佐鳴台三丁目31番1号



佐鳴台三丁目のうち街区番号1～25番、
31番及び32番、四丁目、五丁目

128 蛭塚中学校

蛭塚二丁目15番1号



山手町、蛭塚一丁目～四丁目

129 広沢小学校
 広沢二丁目51番1号

広沢二丁目、三丁目

130 西部協働センター
 広沢一丁目21番1号

広沢一丁目、鹿谷町

131 追分小学校
 布橋一丁目9番1号

布橋一丁目、城北一丁目～三丁目

132 和地山公園集会所
 和地山三丁目10番1号

和地山一丁目～三丁目

133 県立浜松商業高等学校
 文丘町4番11号

文丘町、布橋二丁目、三丁目

134 富塚中学校
 富塚町460番地の1

富塚町のうち90～519番地、556～559番地、569～579番地、1855～2077番地、2299～2360番地、3270～3296番地、4037～5192番地

135 富塚西会館
 富塚町2114番地の24

富塚町のうち1769～1786番地、2078～2298番地、2361～3269番地、3297～4035番地、5193番地～

136 富塚協働センター
 富塚町1740番地の1

富塚町のうち1～89番地、520～555番地、560～568番地、580～1768番地、1787～1854番地、4036番地

137 和合会館
 和合町220番地の702

和合町のうち220番地、321番地、323～1300番地

138 高台協働センター
 和合町58番地の30

和合町のうち1～219番地、221～320番地、322番地、1301番地～、和合北一丁目～四丁目

139 城北小学校
 住吉一丁目23番1号

住吉一丁目～五丁目

140 萩丘小学校
 幸五丁目12番1号

幸一丁目～五丁目

141 泉小学校
 泉一丁目16番1号

泉町、泉一丁目～四丁目

142 萩丘公民館
 萩丘二丁目36番1号

萩丘一丁目～五丁目

143 小豆餅公民館
 小豆餅二丁目23番10号

小豆餅一丁目～四丁目

144 北部協働センター
 葵東一丁目15番1号

葵東一丁目～三丁目、高丘東二丁目、三丁目、五丁目

<p>145 開成中学校 高丘北一丁目15番20号</p>  <p>高丘東一丁目、四丁目、 高丘西一丁目、二丁目、 高丘北一丁目</p>	<p>146 瑞穂小学校 高丘北三丁目15番8号</p>  <p>高丘町、 高丘西三丁目、四丁目、 高丘北二丁目～四丁目</p>	<p>147 葵西小学校 葵西二丁目25番1号</p>  <p>葵西一丁目～六丁目</p>	<p>148 浜松市北星会館 花川町1977番地</p>  <p>西丘町、花川町</p>
--	--	--	--

選挙・住民投票の情報は「インターネット」で！

浜松市選挙管理委員会では、統一地方選挙・住民投票についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。

投票日当日には、投票・開票の状況もお知らせします。

ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/20190407/index.html>) は次の方法で御覧いただけます。

- ① インターネットで と検索する。
- ② QRコードを読み込む。

投票日当日、投票・開票速報を公式携帯サイトでも確認することができます。
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/choihama/>)



ホームページ



**投票日は
4月7日
(日)です。**

選挙公報は新聞折込みでお届けします!!

住民投票の投票公報

【折込み予定日】

浜松市長選挙
浜松市議会議員選挙
静岡県議会議員選挙
区再編の住民投票

4月2日(火)の朝刊

(いずれも翌日となる場合があります。)

【折込みする新聞】

朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売 (以上7紙)

- 7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

御住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にて中区選挙管理委員会事務局まで御連絡ください。

平成29年10月執行の衆議院議員総選挙の時点までに郵送希望の申し出をされた人には、引き続き郵送しますので、御連絡をいただく必要はありません。

ただし、申し出後に住所が変わった場合は、改めて御連絡ください。

中区選挙管理委員会 事務局	〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
	電話 053-457-2525 FAX 053-457-2776
	E-mailアドレス c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

なお、選挙公報、住民投票の投票公報は新聞折込みのほかに、協働センター(旧公民館)・市立図書館などにも4月3日以降御用意します。

浜松市公式ホームページで、浜松市長選挙、浜松市議会議員選挙の選挙公報、浜松市区の再編に関する住民投票の投票公報のPDFデータを公開します。

また、静岡県選挙管理委員会のホームページでは、静岡県議会議員選挙の選挙公報のPDFデータを公開します。(浜松市公式ホームページにリンクが貼られています。)

浜松市公式ホームページについては、6ページ「選挙・住民投票の情報は「インターネット」で!!」を御確認ください。

浜松市中区選挙管理委員会 行 (FAX 053-457-2776)

送信票

選挙公報、住民投票の投票公報の郵送による配付を希望します。

住所	〒 _____ 浜松市 _____ 区	(アパート等の場合、建物名、部屋番号も御記入ください。)	
ふりがな	_____	電話番号	_____
氏名	_____		

投票日に投票所へ行けない人は、 期日前・不在者投票をしましょう!

【問い合わせ】中区選挙管理委員会窓口グループ(中区・まちづくり推進課) 電話:053-457-2133

期日前投票は、行政区ごとです。

お住まいの**中区**以外の区域では期日前投票をすることが
できませんので御注意ください。

●期日前投票

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は期日前投票所にあります。

[理由]

- ①仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ②旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
- ③妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
- ④浜松市中区の選挙人名簿に登録されていて、県内の他の市区町に住所を移して住んでいる人
- ⑤天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

[注意事項]

- ・投票所入場整理券が届いている場合は、持参してください。
- ・印鑑は不要です。

●中区の期日前投票所

- ・中区(第101~148投票区)の選挙人名簿に登録された人のみ投票することができます。
- ・中区以外の方は、選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会が設置する期日前投票所となります。

浜松市役所101会議室(北館1階)
[中区元城町103番地の2]

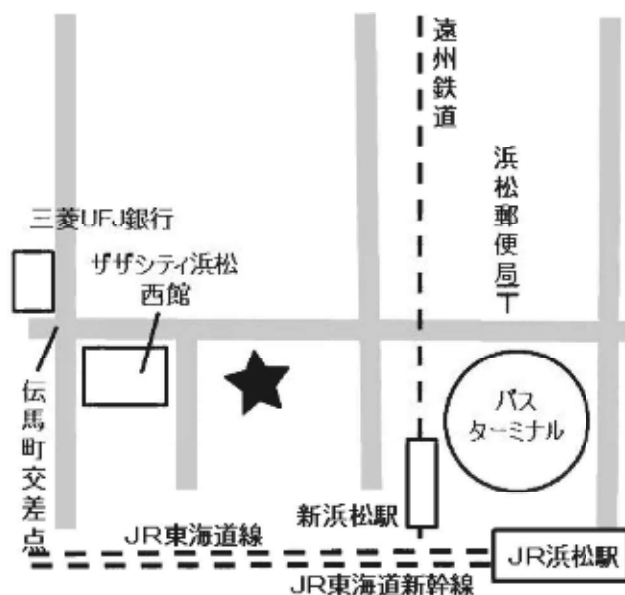
3月25日(月)から4月6日(土)まで
午前8時30分から午後8時まで

※3月25日(月)から3月29日(金)
までは、市長選挙及び住民投票
のみ投票することになりますので、
御注意ください。



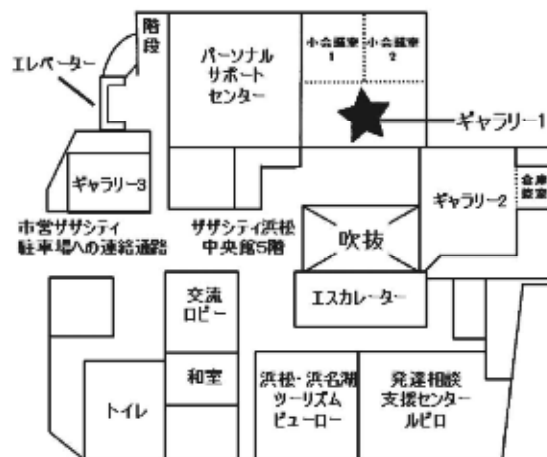
ザザシティ浜松でも期日前投票ができます！

- 中区にお住まいの方は、ザザシティ浜松でも期日前投票を行うことができます。
 - ・中区(第101～148投票区)の選挙人名簿に登録された人のみ投票することができます。
 - ・中区以外の方は、選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会が設置する期日前投票所となります。
 - ・投票所入場整理券が届いている場合は、持参してください。



ザザシティ浜松 中央館5階ギャラリー1
[中区鍛冶町100番地の1]

- ★…期日前投票所設置場所
(ギャラリー1)
期間:3月30日(土)から
4月6日(土)まで
時間:午前10時から
午後8時まで



ザザシティ駐車場利用の方は
有料となります。

- ・自動車 100円/20分
平日のみ最初の20分無料
- ・自動二輪車 100円/24時間

- ◆投票日が近づくほど、期日前投票所は混雑します。
期日前投票をされる人は、余裕をもって御来場ください。
- ◆浜松市役所では、年度末、年度初めの住民異動届出時期と重なるため、
駐車場が混みあうことが予想されます。
時間に余裕をもってお越しください。
- ◆浜松学院大学及び海老塚事務所では、期日前投票を行いません。

不在者投票

[問い合わせ]中区選挙管理委員会窓口グループ(中区・まちづくり推進課) 電話:053-457-2133

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙を取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

①8ページの期日前投票の理由①～⑤に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会で投票する人

②指定された病院や老人ホームなどで投票する人

(入院・入所している施設または選挙管理委員会に御確認ください。)

※ただし、住民投票については、不在者投票ができない場合があります。

その他の投票方法

●代理投票

文字が書けない人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。

●点字投票

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

●郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、下表に該当する人は郵便等による不在者投票ができます。

また、上肢または視覚の障がいの程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。

(投票用紙の請求期限は4月3日(水)まで)

郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。

この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳を添えて申請してください。

障害等	手帳等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹の障害		1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能の障害		1級または2級	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害		1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓の障害		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで	—
免疫の障害		1級から3級まで	—	—
要介護状態区分		—	—	要介護5

上記の対象者のうち
代理記載での投票ができる人



上肢または視覚の障害の程度	1級	特別項症から第2項症まで	できません
---------------	----	--------------	-------

※郵便等の投票制度を利用するためには、あらかじめ申請等の手続きが必要です。